令和７年度（2025 年度）社会福祉施設整備費補助金交付要綱（障がい福祉施設等）

１　目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づく社会福祉施設等の整備を行うことで、社会福祉施設入所者等の福祉向上を図るため、関係法令により社会福祉法人（本年度中に設立認可がなされるものを含む。）、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、ＮＰＯ法人、営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が行う社会福祉施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

２　補助事業及び補助事業者

補助事業は別表１の２欄に、補助事業者は同表の３欄にそれぞれ掲げるものとする。

３　補助対象経費

この補助金の補助対象経費は、２に掲げる施設の整備に要する本体工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費とする。ただし、次に掲げる経費については補助対象としないものとする。

（１）土地の買収又は整地に要する経費
（２）職員の宿舎に要する経費
（３）その他整備費として適当と認められない経費

４　補助金交付額の算定方法

（１）障害者総合支援法等に基づく施設整備事業に係る補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ア　別表１の２欄に定める補助事業の施設ごとに、別表２の２欄に定める種目ごとに３欄により算出した補助基準額の合計額を算出する。

イ　アにより算出した補助事業の施設ごとに、別表２の４欄に定める補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか低い方の額を選定する。

ウ　アにより算出された額と、イにより選定された額に別表１の４欄に定める補助率を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

（２）別表３に掲げる大規模修繕等に係る補助金の交付額にあっては、（１）の算定方法によらず、公的機関（道又は市町村の建築課等）の見積りと民間工事請負業者２社(公的機関の見積りを徴取できない場合は、民間工事請負業者３社以上)の見積りを比較して、いずれかで最も低い方の額に別表１の４欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（３）特別の事情により（１）、（２）の規定によることができない場合は、知事が必要と認めた額とする。

（４）前年度からの継続事業に係る補助金交付決定額は、令和６年度（2024 年度）社会福祉施設整備費補助金交付要綱で定める算出方法により算出した額の範囲内で、知

事が必要と認めた額とする。

5　補助金の交付申請

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第３条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第１号様式（平成 10 年北海道告示第 500 号による告示様式。以下、保福様式について同じ。））に告示に定める次の書類を添えて、別に定める期日までに総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出しなければならない。

（１）経費の配分調書（保福第１の 18 号様式）
（２）事業予算書（保福第１の 20 号様式）
（３）事業計画書（保福第３号様式）
（４）補助金等交付申請額算出調書（保福第５号様式）

6　交付の条件

総合振興局長等は、補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和 47 年９月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達）」第１号様式に定める交付の条件のほか次の条件を付すものとする。

（１）補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。
ア　当該変更の伴う補助対象経費の増減額が、変更前の 10 分の１を超えないとき。（建物の規模又は構造の変更、建物の用途の変更及び入所定員又は利用定員の変更を除く。）
イ　補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

（２）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が単価 30 万円未満の機械及び器具を除く。）を総合振興局長等の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（３）補助事業者が総合振興局長等の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、総合振興局長等は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を道に納付させることがある。

（４）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（５）補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、別記第１号様式によりその金額を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年の６月 30 日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定

後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（６）補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から５年間保管しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保存しなければならない。

また、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（７）補助事業者は、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（８）補助事業者が社会福祉法人等の場合にあっては、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

（９）補助事業者が社会福祉法人等の場合にあっては、事業を行うために締結する契約手続については、北海道が行う公共事業に準じた取扱いとしなければならない。

(10) 補助事業者が社会福祉法人等の場合にあっては、この交付要綱に基づく整備費補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金分配金、公益財団法人ＪＫＡ又は公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

７　交付の決定の取消し

総合振興局長等は、規則に規定するもののほか、補助事業者が社会福祉法人の場合において、当該補助金の交付を決定する年度中に法人設立認可がなされなかったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

また、補助事業者が関係法令による指定を受けて運営する社会福祉施設について、施設の設備・運営等に係る指定基準違反に対する措置として、勧告に係る措置をとるべきことについての命令、運営事業者としての指定の取消し又は期間を定めての指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を受けることとなったときも補助金の交付を取り消すものとする。

８　状況報告

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別記第２号様式により工事に着工した日から５日以内に、また、工事の進捗状況については、別記第３号様式の報告書により毎年度 12 月末日現在の状況を翌月 10 日までに総合振興局長等に報告しなければならない。

９　補助金の実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は令和８年３月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第１の 28 号様式）に、告示に定める次の書類を添えて、総合振興局長等に提出しなければならない。

（１）事業精算書（保福第１の 31 号様式）

（２）事業実績報告書（保福第４号様式）

（３）精算額算出内訳（保福第６号様式）